労基報よっかいち

新　年　号

第 133 号　2021 年 1 月 1 日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目 1 － 10
ＴＥＬ 059 － 353 － 3910
ＦＡＸ 059 － 352 － 1311

新 年 の ご 挨 拶

一般社団法人四日市労働基準協会
会　長　　山﨑　長徳

新年あけましておめでとうございます。
皆々様、新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
日頃は当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。
引き続き変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

昨年、全世界経済に多大な影響を与えた新型コロナウイルスの影響で、我々の日常が大きく変わってしまいました。ステイホームやリモートワーク等、ニューノーマルと呼ばれる新しい生活様式に一変し、社会そのものの在り方をも考え直すことを余儀なくされた一年でありました。

さて、近年街でもよく見かけるようになりました外国人労働者ですが、2019 年 10 月時点で約 166 万人にのぼり、ここ数年で顕著に増加しております。また全労働者に対する外国人労働者の比率も 2％を超え、企業としても受け入れを検討しなければならない時代になっております。

その中で『ダイバーシティ』という言葉が世間で広がりを見せています。この『ダイバーシティ』という言葉は、1960 年代にアメリカで差別廃止の為のリスクマネジメントとして誕生しましたが、1980 年代には「企業の社会的責任」と意味を変え徐々に浸透していきました。その後、企業のグローバル化が進み、新しいサービス・製品を提供するための多様な価値観や個性が求められるようになりました。そのようなことから、今後は「企業戦略」の一つとしてのダイバーシティ経営を推し進めることがこれからの時代に重要視されるといえるでしょう。このようなことを踏まえまして、外国人労働者の地域社会との共生や労働環境・賃金格差などの課題を解決し、働きやすい環境を整備していくことが肝要であります。

迎えた今年は丑年であります。

丑は十二支の 2 番目にあたり、子年に蒔いた種が芽を出して成長とされるように、丑年には先を急がず目前のことを着実に進めることが将来の成功につながるとされています。

今年一年が将来に向けた明るい年になりますこと、会員各位、皆様がご活躍され、発展されますことを祈念し、新年のご挨拶と致します。

謹賀新年

令和三年の新春にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員皆様の益々のご隆昌を心からご祈念申し上げますとともに今後とも変わらぬご協力をお願い申し上げます。
令和三年元旦

会　長　山﨑　長徳
副会長　井筒　隆広
〃　伊藤　豊久
理　事　草川　嶺嗣
〃　岩間　英二
〃　渡邉　一陽
〃　馬場　剛志
〃　依田　英樹
〃　竹内　淳一
〃　二井　悠介
〃　山下　博之
〃　室橋　徹
〃　藤島　智文
〃　福留　清文
〃　木室　康弘
監　事　池内　定光
〃　伊藤　裕人
事務局長　鍋島猪一郎
事務局　早川久美子
〃　堀　めぐみ

新春を迎えて

四日市労働基準監督署長
小　野　紀　孝

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は四日市労働基準協会員の皆様には、私ども労働行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナ感染拡大防止のため、GW前に国内初の緊急事態宣言が発出され、休業要請等により一定の効果がありましたが、１１月に入り第３波ともいえるコロナ禍が認められ、新年になってもさらなる感染拡大が憂慮されるところです。厚生労働省では、職場における感染拡大防止のため、チェックリストをホームページに掲載していますので、ご活用いただきますとともに、従業員への「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の活用勧奨をお願い申し上げます。

さて、北勢地域においては休業４日以上の死傷災害が令和元年まで４年連続増加し、昨年は増加傾向に歯止めをかけ、かつ、３％の減少を目指し、死傷災害を７７７人未満とする「チャレンジアンダー７７７（セブン）ほくせい」推進活動を展開したところです。昨年１１月にも、貴協会の協賛のもと、高年齢労働者の労働災害防止をテーマとした安全推進大会を開催し、多数の会員の方がご参集いただきましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。

昨年は全国的には死傷災害は増加傾向にありましたが、北勢地域においては、１０月末において死亡４人、休業者数５２３人と前年と比べて１２．８％の大幅な減少となっております。

これは、食料品製造業など一部の業種で、コロナ禍の影響から生産活動が縮小した結果、労働災害が大幅に減少し、全産業の労働災害の件数を押し下げたもので、その他の業種ではほぼ横ばいの状況にあります。なお、小売業や保健衛生業などでは、除菌作業など、新たな作業手順が加わったため、作業行動による労働災害が増加している一面も認められました。また、いわゆる『三密』の名のもと、安全パトロールや安全衛生委員会等安全衛生活動を縮小することがないようお願いします。

ところで、令和元年は『働き方改革元年』とも呼ばれましたが、現状、少子高年齢化が止まらない状況にあります。令和元年の特殊出生率が１．３６と目標の１．８に届かないばかりか、はじめて出生数が９０万人を割り込み、新しい労働力を確保するには難しい状況にあります。企業は現に在職している労働者の離職を防ぎ、育児や介護、治療などで、どうしても、フルタイムでは会社で働くことができない個人の事情のある方々の労働力を活用することが不可欠となります。在宅ワークや短時間勤務制度の導入に踏み切れなった企業もこの１年間で基盤が整備されておりますので、これを機会に、『ウイズコロナ』を念頭に置いた働き方改革を更に推進いただきますようお願い申し上げます。

最後に、四日市労働基準協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝を祈念申し上げ年頭の挨拶とさせていただきます。

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

■ **感染経路が業務によることが明らかな場合**

■ **感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**

※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■ **医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象**

詳しくは厚生労働省 HP の Q＆A（項目「5労災補償」）をご覧ください

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html

労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

○療養補償給付

①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。

②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい、後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

○休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

■ 給付日：休業 4 日目から

■ 給付額：休業 1 日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）

※原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

○遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

⇒お問い合わせは、四日市労働基準監督署労災課　059-351-1661 まで

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大の防止

厚生労働省では、令和2年 11 月 27 日、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法についてのチェック項目を追加するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストを改訂しました。チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf

「年間安全衛生管理計画」の作成・提出について（お願い）

年間安全衛生管理計画

年間安全衛生管理計画を作成し、
『ＰＤＣＡサイクル』
による安全衛生活動を進めましょう。

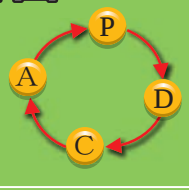

事業場における労働災害の一層の減少を目指して、職場の安全衛生水準の向上を図るためには、効果的かつ自主的な安全衛生活動が重要です。昨年一年間に取り組んだ安全衛生活動の内容を検証し、その検証結果を本年の安全衛生管理に反映していただくことが求められます。一定の事業場には、四日市労働基準監督署長から「令和３年（度）安全衛生管理計画及び実施結果報告書」の様式を送付の上、作成及び提出を依頼いたしますのでよろしくお願いいたします。なお、年間計画を１～12 月で作成していただく事業場は1 月末日まで、年度計画の場合はその最終月の翌月末日まで（例：4～3 月の場合は4 月30 日）に提出してください。また、当該報告書の様式については、三重労働局のホームページに掲載しておりますのでダウンロードし、ご利用いただけます。

「改正特化則」説明会の開催

参加費無料

～溶接ヒュームが特定化学物質に追加～
（令和３年４月１日施行）

［四日市会場：四日市商工会議所　１階会議所ホール］
○第１回　令和３年　１月１５日(金)午前 10 時～12 時
○第２回　令和３年　１月１５日(金)午後　２時～ ４時
○第３回　令和３年　２月　４日(木)午前 10 時～12 時
○第４回　令和３年　２月　４日(木)午後　２時～ ４時
○第５回　令和３年　２月１８日(木)午前 10 時～12 時
○第６回　令和３年　２月１８日(木)午後　２時～ ４時

10 月号でもお知らせしました「金属アーク溶接作業に係る、健康障害防止措置の義務付け」について、説明会を上記のとおり開催します。アーク溶接作業を行っている事業場等については是非参加してください。

問合せ・申込みは中災防中部安全サービスセンター
（TEL052-682-1731、FAX052-682-6209）まで

令和２年１月～１１月　死亡災害発生状況

四日市労働基準監督署
令和２年１１月末現在

No.	発生月	業種	被災者 職種	被災者 年齢(年代)	事故の型	起因物	発生状況
1	1 月	その他の建設業	検査工	50代	墜落・転落	仮設物建築物構築物等	被災者は、ダクト工事のために訪れた工場において、設置された作業ステージ上で下見作業をしていたが、ステージの柵を乗り越えL型鋼に掛け渡されていた石膏ボードに乗ったところ、石膏ボードが割れ、約４m下の地上に墜落した。
2	3 月	その他の建設業	とび工	10代	墜落・転落	仮設物建築物構築物等	被災者は、水管橋歩廊上にて足場解体後の資材を一輪車にて運搬作業中、前方で別の一輪車を押していた作業者が止まっていたため、追い越そうと歩廊の手すりを乗り越えて、歩廊外にある水管橋の横桁を移動しようとしたところ、バランスを崩し、約 13 m下の地上に墜落した。
3	5 月	その他の建設業	管理者	40代	有害物等との接触	環境等	被災者は、窒素パージされていたタンクの上部のマンホールを開放し、縄梯子を使用して、タンク内に入槽した直後、タンク内で倒れた。
4	6 月	道路貨物運送業	運転手	60代	交通事故（道路）	動力運搬機	高速道路のトンネル内において、被災者が運転する大型トラックと反対車線を走行していた大型トレーラーが衝突し、被災者が死亡したもの。

令和２年　労働災害発生状況（休業４日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署

令和２年11月末現在

業種	年別	令和元年 死亡者数	令和元年 死傷者数	令和２年 死亡者数	令和２年 死傷者数	対前年比 死亡 人数	対前年比 死亡 %	対前年比 死傷 人数	対前年比 死傷 %
合計		4	668	4	579	±0人	±0.0%	－89人	－13.3%
製造業	食料品		56		34			－22人	－39.3%
	繊維工業		4		2			－2人	－50.0%
	衣服その他繊維								
	木材・木製品		1		1			±0人	±0.0%
	家具・装備品		2					－2人	－100.0%
	パルプ・紙加工品		6		2			－4人	－66.7%
	印刷・製本				1			＋1人	
	化学工業		15		17			＋2人	＋13.3%
	窯業土石製品		12		8			－4人	－33.3%
	鉄鋼業		10		7			－3人	－30.0%
	非鉄金属		1		3			＋2人	＋200.0%
	金属製品		27		19			－8人	－29.6%
	一般機械器具		21		12			－9人	－42.9%
	電気機械器具		9		7			－2人	－22.2%
	造船		2					－2人	－100.0%
	造船業以外の輸送用機械等		23		14			－9人	－39.1%
	電気・ガス・水道業		1					－1人	－100.0%
	自動車整備・機械修理業		9		2			－7人	－77.8%
	上記以外の製造業		12		5			－7人	－58.3%
	小計		211		134			－77人	－36.5%
鉱業	採石業		2		2			±0人	±0.0%
	上記以外の鉱業		1		3			＋2人	＋200.0%
	小計		3		5			＋2人	＋66.7%
建設業	土木工事		13		16			＋3人	＋23.1%
	木造家屋建築工事		6		5			－1人	－16.7%
	木造家屋以外の建築工事	2	35		30	－2人	－100.0%	－5人	－14.3%
	その他の建設業		17	3	24	＋3人		＋7人	＋41.2%
	小計	2	71	3	75	＋1人	＋50.0%	＋4人	＋5.6%
運輸交通業・貨物取扱業	旅客運送業		11		10			－1人	－9.1%
	道路貨物運送業	1	98	1	81	±0人	±0.0%	－17人	－17.3%
	港湾運送業		3		4			＋1人	＋33.3%
	上記以外の運送業		12		14			＋2人	＋16.7%
	小計	1	124	1	109	±0人	±0.0%	－15人	－12.1%
第一次産業	林業		2					－2人	－100.0%
	農業・畜産業		10		11			＋1人	＋10.0%
	水産業								
	小計		12		11			－1人	－8.3%
その他の事業	商業 小売業		61		84			＋23人	＋37.7%
	商業 うち新聞販売業		12		14			＋2人	＋16.7%
	商業 上記以外の商業		21		14			－7人	－33.3%
	通信業		10		6			－4人	－40.0%
	生保業 社会福祉施設		40		43			＋3人	＋7.5%
	生保業 医療保健業・その他		15		21			＋6人	＋40.0%
	接客娯楽業 旅館業		8		5			－3人	－37.5%
	接客娯楽業 飲食店		12		11			－1人	－8.3%
	接客娯楽業 ゴルフ業		10		9			－1人	－10.0%
	接客娯楽業 上記以外の接客娯楽業		7		6			－1人	－14.3%
	清掃業 ビルメンテナンス業		3		10			＋7人	＋233.3%
	清掃業 産業廃棄物処理業		14		10			－4人	－28.6%
	清掃業 上記以外の清掃・と畜業	1	3		5	－1人	－100.0%	＋2人	＋66.7%
	警備業		8		4			－4人	－50.0%
	上記以外の事業		35		17			－18人	－51.4%
	小計	1	247		245	－1人	－100.0%	－2人	－0.8%

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」　注：死亡者数は内数であらわしたもの。
令和元年分には、平成31年1月から4月発生分を含む

最低賃金が改定されました（1 円 UP）

三　重　県　最　低　賃　金			
時間額 874 円（令和 2 年 10 月 1 日発効）			
特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	**901 円**	令和 2 年 12 月 21 日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	**921 円**	令和 2 年 12 月 21 日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	**906 円**	令和 2 年 12 月 21 日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	**942 円**	令和 2 年 12 月 21 日

※「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額 874 円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

中小企業の皆様へ　３６協定の締結にご留意ください!!

時間外労働の上限規制の適用　　36 協定届の様式が改正されています

労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されたことにより、時間外労働に関する協定(３６（サブロク）協定)で定める必要事項が変わりました。このため、36協定届の様式も新しい様式に変更されています。

中小企業は、法律の施行が2020年4月1日から適用されるに当たって経過措置が設けられており、2020年3月31日を含む期間について定めた36協定については、上限規制は適用されませんでした。今後、36協定を締結し届出する場合は、経過措置が終了するので、旧様式で提出されていた中小企業も、**新様式での届出**をお願いします。

※例外　建設事業・自動車運転の業務・医師　→　引き続き 2024 年 3 月 31 日まで上限規制の適用が猶予されます。

新技術・新商品等の研究開発業務　→　上限規制の適用が除外されています。

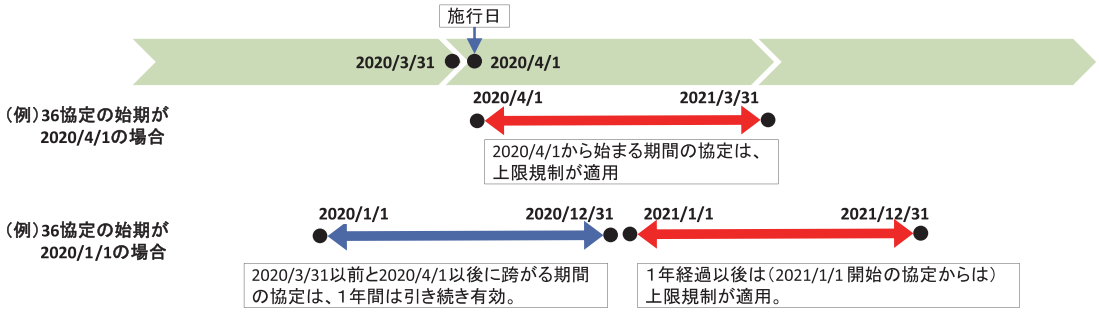

時間外労働の上限規制の詳しい内容や、３６協定の締結に関しご不明な点がありましたら、

四日市労働基準監督署　労働時間相談・支援コーナー　☎059−342-0340 まで

お問い合わせください。

☞　36 協定の様式のダウンロード

検索ワード　**「働き方改革　厚労省　36 協定」**　または

「労働基準関係主要様式」

さらに、こちらもご活用ください。

☞　必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出可能な 36 協定届を作成することができます。

検索ワード　**「スタートアップ労働条件」**

☞　36 協定届の電子申請はこちら

検索ワード　**「労基法等　電子」**

■■　講習・教育　■■

開催月日 月	開催月日 日	種　別	修了者数（ ）内申込定員
10	2	低圧電気取扱業務特別教育	31
	19	有機溶剤作業主任者能力向上教育	中止
	23～25	アーク溶接等業務特別教育	27
	27	KYT実践研修	25
	29～30	職長等教育［建設業を除く］	27
11	13～14	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	33
	17	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育【追加実施】	30
	21	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	21
	26～27	安全衛生推進者養成講習	27
12	2	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	64
	4･6	クレーン運転業務特別教育	中止
	13	特定粉じん作業従事者特別教育	31
	10～11	安全管理者選任時研修	28
	15～16	職長等教育［建設業を除く］	27
	17～18	職長等教育［建設業を除く］【追加実施】	25
	21	KYT実践研修	23
令和3/1	13～14	職長・安全衛生責任者教育	(24)
	21	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育【追加実施】	(30)
	22～23	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	(30)
	28	特定化学物質作業主任者能力向上教育	(30)
2	1	低圧電気取扱業務特別教育	(30)
	2	低圧電気取扱業務特別教育【追加実施】	(30)
	4～5	職長等教育［建設業を除く］	(24)
	6	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(30)
	9～10	安全管理者選任時研修	(30)
	16	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	(70)
	17	KYT実践研修（リーダー向け）	(24)
	19～21	アーク溶接等業務特別教育	(30)
	24	労務管理講習会	(30)
3	2～3	職長等教育［建設業を除く］	(24)
	5･7	クレーン運転業務特別教育	(30)
	9	KYT実践研修	(24)
4	5･6･7･8	新入者安全衛生教育	(120)
	13～14	職長等教育［建設業を除く］	(24)
	23	熱中症予防対策労働衛生教育	(30)
	27	KYT実践研修	(24)

■■　協会のうごき　■■

開催月日 月	開催月日 日	事　項	場　所
10	6	三重県産業安全衛生大会	三重県文化会館
	14	総務委員会（2020年度第2回）	当協会会議室
	21	理事会（2020年度第3回）	当協会会議室
11	4	正副委員長会議(2020年度第3回)	当協会会議室
	〃	編集委員会(2020年度第3回)	当協会会議室
	18	四日市地方産業安全衛生大会・優良勤労者表彰式	式典はなし 表彰状･記念品授与
	19	労働安全衛生講習会	当協会会議室
令和3/1	8	安全祈願・賀詞交換会	伊勢神宮（関係者のみ）
	26	安全衛生セミナー（第3回）	当協会会議室
2	2	正副委員長会議(2020年度第4回)	当協会会議室
	〃	編集委員会（2020年度第4回）	当協会会議室
4	15	会計監査	当協会応接室
	16	総務委員会（2021年度第1回）	当協会会議室
	20	安全衛生委員会(2021年度2回)	当協会会議室
	22	理事会（2021年度第1回）	当協会会議室

令和2年度　安全・衛生優良事業場表彰及び個人表彰

◆**(一社) 三重労働基準協会連合会長表彰**(順不同･敬称略)

《安全優良事業場賞》

YKK AP株式会社　三重工場

千代田システムテクノロジーズ株式会社　中部事業所

《安全功労者賞》

浅野　孝弘(日本アエロジル株式会社　四日市工場)

渡邉　　巌（カネソウ株式会社）

《労働衛生優良事業場賞》

昭永工業株式会社

《労働衛生功労者賞》

水原　敏朗（富士電機株式会社　三重工場）

◆**（一社）四日市労働基準協会長表彰**（敬称略）

《安全功績者賞》

伊藤　稔彦(東芝産業機器システム株式会社　三重事業所)

《優良勤労者表彰》

矢田　一郎（阿倉川運送株式会社）ほか156名

■■　事務局長交替のお知らせ　■■

この度、伊藤　勲が退任し、令和２年10月１日より鍋島猪一郎が着任いたしました。会員皆様方の引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

■■　編集後記　■■

巻頭の写真に寄せて。「何となく　今年はよい事　あるごとし　元日の朝　晴れて風無し」石川啄木（歌集「悲しき玩具」より）。

コロナ禍ではありますが、会員皆様方にとってよりよき１年でありますよう衷心よりご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。（事務局一同）

会員事業場のご紹介

『労働災害ゼロを目指すために』

四日市海運株式会社

1、はじめに

『四日市港』は明治 32 年開港場に指定され、文字どおり伊勢湾内における最大の商業港として改めて第一歩を歩み初めて以来、主に食料・飼料の輸入港として栄えました。その後は綿花の輸入が始まり、繊維原料の輸入港として賑わうとともに、戦後は羊毛の輸入が伸びる一方、石油化学コンビナートの立地にともない原油が大幅に伸び、典型的な工業港へと発展しました。

現在は、原油・石炭等のエネルギー資源の輸入、輸出では自動車・石油製品を主に取扱っております。2006 年には霞ヶ浦北埠頭国際海上コンテナターミナルの供用が開始され、海上輸送の主流である外貿コンテナの取扱い個数は年間 20 万 TEU を超え、四日市港の総取扱貨物量は 6,000 万トンを記録しました。

そうした背景のもと、昭和 18 年港湾運送業統制令に基づき当社は設立にいたり、四日市港を拠点とした港湾運送事業法に基づく船内、沿岸作業を主力に港湾関連作業、船舶代理店業、通関業、海上コンテナの加工販売等を営んでおります。

2、安全活動

昨年度弊社グループでは労働災害が発生しました。事故対策会議を開催して、事故に対する原因をチーム全員で話合って対策を立てますが、我々の職場は主に本船内が仕事場であることから、自社独自で設備を設置することは難しい状況にあります。

本船毎に設備は様々であり、毎回異なった環境で作業を行います。外国籍の古い本船では、設備事態が簡素であったり、老朽化して設備が腐敗していることがあります。そのような状況下においても作業を進めなければなりません。そういう意味では、弊社の職場を「危険ゼロ」にすることは極めて難しいと考えておりますが、弊社で起きる災害を限りなく「ゼロ」を目指すべく、全社一丸となって取り組んでいます。

事故が起きた個所や注意すべき個所を掲示物によって見える化の活動、本船に積まれたコンテナ作業では、ラッシング（固縛）を事前に訓練する練習場を作り、コンテナの作業に従事する者に体験をさせる等、各作業場毎に教育を実施しております。

令和 2 年度は安全管理目標の基本方針を「" 安全はすべてに優先する " を基本方針とし、危険を予知する風土づくりを目指す。」として安全活動に取り組んでおります。安全の結果は、その会社の管理水準や従業員の資質のバロメーターであると言われます。安全のため、会社側はもちろんのこと、従業員自らが主体的に行動することで問題点に気付くことが出来るのです。

会社の組織をいかに有効に機能させ、管理監督者がいかに熱心に指導性を発揮するかを今後の課題として取り組んで行きたいと思います。

3、おわりに

社員に行うべき必要な教育として、会社側の一方通行だけではなく、実際に現場で働く方たちの意見を聞くことがあっても良いのではないかと感じております。

実際の現場においては、パトロールが来たから指差呼称をするといったことが見受けられるように、管理側からの一方通行ではこの状況は変わらないと思います。現場で働く方たちの意見を聞き、『やらされている』から『自分からやる』という意識改革を進めて、災害発生の要因を働く方たちによって排除していくことが、本当の意味での我が社の『災害ゼロ』に繋がるものと確信しております。